

明治期孤児院と財団法人弘済会の創設

飯田 直樹

要旨 1912年に創設された大阪初の総合的救済事業施設である財団法人弘済会（現大阪市立弘済院）は、従来大阪市の外郭団体として評価されてきた。しかし、本稿では、弘済会を警察社会事業の一種として把握するという立場から、弘済会の設立経緯について大阪市だけでなく、内務省（小河滋次郎）とそれに呼応する大阪府警察の動向にも着目して検討した。その結果、大阪市の弘済会設立に向けての動きは北の大火（1909年）後の義捐金をめぐる汚職事件・市長の長期不在によって中断するが、一方で1911年の済生勅語発布後、小河と警察関係者が弘済会設立に関与するようになり、それによって弘済会事業に部落対策という性格と保育事業という要素が加わることを明らかにした。あわせて本稿前半では、その収容者が弘済会に引き取られることになった堺愛育社など明治期孤児院における孤児養育実態についても検討し、最後に孤児個人にとっての弘済会創設の意味についても言及した。

はじめに

本稿は、明治期（1868～1912年）大阪で棄児を養育した孤児院の運営実態を解明するとともに、財団法人弘済会創設（1912年）の意義について明らかにすることを課題とする。私は、弘済会は警察社会事業の一種と考えているから、この課題は警察社会事業が始まったことの意義を解明することにもなる。

取り上げる孤児院は、「大阪市に於ける私営慈恵事業施設の最初のもの」¹とされる愛育社（1880年創設）と、その支社として堺で創設された大阪府私立愛育社（1886年創設）である（後者については、前者と区別するため、「堺愛育社」と表記する）。両施設については、これまで平田隆夫の研究に依拠して説明されてきたが、運営の実態など十分に解明されているとは言いがたい。本稿では、平田の研究と堺愛育社の創立100周年記念誌²に紹介されている資料などをつきあわせることによって、先に述べた課題に迫ることにしたい。

財団法人弘済会（現大阪市立弘済院）は、1909年に発生した北の大火後に集められた義捐金35万円を基金にして、また大阪府・市が運営費を補助する形で創設された。この弘済会については、これまで市の実質的な外郭団体、あるいは市の救済事業の代行機関としてもっぱら評価されてきた³。この評価は、市が民間の孤児院などに委託していた救済事業を弘済会が引き継いだことなどに基づいている。

最近、廣川和花は、施設救護と居宅救護の視点から弘済会創設の意義をさらに明確化した。大阪府・大阪市が出資する弘済会の創設は、1881年に大阪府救助場が廃止されて以後、生活困窮者を救護する

ための公的な収容施設が存在しなかった大阪に、施設救護を採用する公的な施設が久方ぶりに復活したことを意味すると指摘したのである⁴。

この廣川の評価は、施設救護者からの視点でなされたものである。本稿ではこの評価をふまえつつも、弘済会事業には施設救護と居宅救護という論理にはなじまない事業があったことを明らかにしたい。結論を先に述べれば、それは保育事業ということになるが、それを弘済会にもたらしたのは警察であったから、結局、本稿では弘済会が警察事業的な性格を有していることを確認することになるであろう。

1. 愛育社における棄児養育

1-1. 愛育社創設者大野唯四郎について

愛育社は、大野唯四郎^{ただしろう}という人物によって創設された。1839年に丹波国氷上郡上新庄村（現兵庫県丹波市）の庄屋土倉^{とくら}家に生まれ、1863年に親類であった大野家の養子となった大野は、明治初年以來、私財を投じて居村である同郡下竹田村および近村における難済者救済にあっていた。その功績により、1872年には豊岡県から表彰を受けている。1875年には大阪島之内で愛育社を「創設」したとされるが、これは一旦挫折したようである。大野の棄児養育事業が実現に向かうのは、1879年以降のことである。大野は、まず同年3月に下竹田村の自宅で棄児救済のために愛育堂を開設した。次いで、翌月には大阪でも事業を開始するために協力者を募り、8月には「愛育社設立規則書案」を発表した。その後、この規則書を添えて、大阪府に設置認可を申請した⁵。

1-2. 愛育社設置認可と町共同体の解体

大阪府は、以下に引用する1880年3月の布達によって愛育社設置を認可するとともに、棄児養育方を同社に委託するよう各郡区役所に勧奨している⁶。

地第三十四号

郡区役所

西区京町堀三丁目八番地花淵国光、東区高麗橋二丁目廿三番地寄留堺県士族池田甸等、別冊規則書之通、棄児愛育社開設ノ旨聞届候付、各郡区内棄児有之候節者、該社仁慈ノ挙二因テ養育ヲ托シ候得者大二煩勞ヲ省キ、孤児モ生長可致候条、右規則書相添、此旨諭達候事

但、別冊規則書部内戸長役場へモ頒布可致候事

明治十三年三月廿四日

知事 渡辺昇代理 小書記官 楠永直光

布達の文中に申請者として名前のある花淵国光、池田甸の両名は、大阪における大野唯四郎の協力者である⁷。この布達が出された背景には、同時期に進行した地方三新法施行による町共同体の解体⁸と町の救済機能⁹の衰退という事態があったと考えられる。近世大坂では、「捨て子が発見された場合、

捨て子の養子先を探す責任、捨て子の貰い主に与える養育料や捨て子に着せる着物などの費用はすべて町の負担とされた¹⁰が、町共同体の解体とともに愛育社などの孤児院はこのような町の機能を引き継いだと考えられる。愛育社は解体された町共同体に代わって棄児養育を担うべく、認可された孤児院であったと言えよう。

1-3. 愛育社の財政状況

大阪市立大学学術情報総合センターには、「棄児迷児ニ関スル書綴 自明治十六年九月至明治十七年十二月」（大阪市史編纂資料276号）という史料が所蔵されている。この史料には、1883年から1884年にかけて各郡区役所から大阪府衛生課宛に提出された棄児に関する書類などが綴られている。もともとは大阪府の公文書であったが、戦前に大阪市が市史編纂のために収集し、事業終了後に大阪市立大学の前身である大阪商科大学に寄贈した大阪市史編纂資料の一つである。この史料のなかに愛育社に関するものが含まれている。愛育社が作成した「明治十六年自七月至十二月 棄児養育費支払計算表」、「明治十六年自七月至十二月 棄児養育米代金壺ヶ度限り交付金諸家慈恵金収納計算表」、「明治十六年自七月至十二月迄 寄附品記」、「明治十六年自七月至十二月 養育棄児姓名表」である。これらの史料によって、1883年下半期における愛育社の財政状況などが判明するので、紹介しておこう。まず表1を参照してほしい。

支出の約七割を占めるのが、毎月支払われる乳母給料や乳母への寸志であった。7月の支出費目に「育児廿二人預ケノ分、乳母給料」55円と、「乳母廿二人へ寸志」1円10銭がそれぞれあげられていることから、愛育社が棄児を社外の乳母に預けて養育させていたこと、また棄児はそれぞれ別々の乳母に預けられていたことがわかる。

看護人給料が毎月支出されており、看護人が雇われていた。10月の支出からは「看護人二人給料」となり、しかもそれまでの6円から12円に倍増されていることから、看護人が1人から2人に増員されたと考えられる。7月以降、愛育社ではたつ（7/15死亡）・谷三（8/14死亡）・きゑ（10/10死亡）と、毎月のように病死する者が出ていた。看護人の増員は、このような病死者の続出という事態への対応であったと推測される。なお病者へは、先の3人も含めて「医師行車夫賃」や療養のための牛乳代が支出されているのに対し、治療費や薬代などの支出がないということも付け加えておきたい。これは、大阪

表1 愛育社収支 1883年下半期

支 出		
費目	金額 (円)	%
乳母給料・寸志	295.920	68.0%
看護人給料	54.000	12.4%
事務費ほか	32.120	7.4%
棄児社内養育費	23.560	5.4%
棄児用衣類費	19.035	4.4%
棄児葬儀費	6.035	1.4%
棄児救療費	4.530	1.0%
合計	435.200	
収 入		
費目	金額 (円)	%
諸家慈恵金	270.650	77.6%
棄児養育米代金	47.938	13.8%
戸長役場より下付金	30.000	8.6%
合計	348.588	
差引収支	-86.612	

市中の医師のなかに無料で棄児を診療するなど、愛育社に協力する者がいたからである。1880年の新聞記事によれば、久左衛門町の医師竹内献道は愛育社児童の種痘を「自費を以て」引き受けていた。また、医師藤並松軒は「従来育児の病患に罹る者は却て無謝料にて治療」しており、同年6月10日に「貧児竹中万吉が急性脳膜炎の劇症を発して死去せし折杯ハ、尤も力を尽」したという¹¹。

次に収入について検討しよう。収入の約8割を「諸家慈恵金」が占め、社外からの寄付金に大きく依存していたことがわかる。しかも寄付金収入額は月によって増減があり（最多は65円60銭の7月、最少は31円25銭の11月）、収入が寄付金だけの月もあった。1883年下半期に約86円もの赤字を出していることも含めて、愛育社の財政が不安定なものであったことがわかる。愛育社は、12月に限って入社棄児22人のうち、6人のみを乳母にあずけ、残りの16人は社内で養育した。支出費目のなかの「棄児社内養育費」23円余りはこの経費である。仮に16人を乳母に預けた場合、棄児1人につき乳母給料が2円50銭であるから、その経費は合計で40円となる。社内で棄児を養育したことにより、養育費の約半額を節約したことになる。12月の社内養育の背景には、苦しい財政事情があり、できるだけ支出を抑制しようという意図があったのではないだろうか。

約48円の棄児養育米代金は、1871年の太政官達「棄児養育米給与方」にもとづく収入である。この規則は、15歳以下（1873年からは13歳以下）の棄児に対し、国が1年に米7斗を支給することを定めたものである。「養育米」は米ではなく代金で支給されるのが一般的であり、愛育社も養育米代金を3ヶ月分まとめて支給されていた。例えば、8月には7～9月の3ヶ月分を、11月には10～12月の3ヶ月分をそれぞれ支給されており、前者は当時入社していた棄児22人分24円余りを、後者は同じく22人分23円余りを、それぞれ棄児の籍がある戸長役場を通じて支給されている。なお、戸長役場からは下付金も支給されている。これは、棄児入社時に一回限り支給されるもので、1人10円であった。

1-4. 愛育社の棄児

「明治十六年自七月至十二月 養育棄児姓名表」から、愛育社には1883年末現在で棄児23名が入社していたことが確認できる。23名については、堺愛育社の創立100周年記念誌に掲載されている情報などから、生年月日や拾い上げ日、さらには入社日などが判明する¹²。それをまとめたのが表2である。

棄児拾い上げ日と入社日に注目すると、拾い上げられてから数日で入社する棄児が多い一方で、数ヶ月から数年経過後に入社する棄児が少なからず存在することがわかる。後者の棄児については、おそらく拾い上げられた地域で棄児を養育しながら、貰い受け人（養子先）を探していたが、適当な貰い受け人が見つからなかったため、結局愛育社入社に至ったと推測される。町共同体が解体されたといっても、地域によっては棄児を養育するという「町の救済機能」が存続していたことがうかがえるのである。

1-5. 愛育社の事業休止

平田によれば、愛育社は1888年限りで「解散」とされるが、これは同年8月の南区役所による棄児引き上げと関係があると推測される。この処置がなされたのは、同社での「苛酷」な棄児養育法

表2 愛育社養育棄児一覧 1883年末時

No.	姓名	生年月日	拾い上げ日	入社年月日	入社依頼者	拾い上げ場所
1	森田 イチ	1875年10/15	1876年12月	1882年 6 /20	北区相生町第一聯合 戸長役場	南区順慶町1丁目22番地 鈴木次三郎軒下
2	愛育 トメ	1876年 4 /13	1876年 9 /15 (5 /12)	1881年 1 /18	北区旅籠町 戸長役場	北区旅籠町 上林清治郎居宅横門
3	愛育 ツギ	1877年 3 /21	(1880年 3 /30)	1880年 4 / 6	北区堀川 戸長役場	北区岩井町1丁目32番地 山形太兵衛軒下
4	堀 五三郎	(1880年 4 月)	(1880年 4 /13)			
5	愛育 ミツ	1880年 5 /28	1880年 5 /28	1882年10/ 3	東区法円坂町 戸長役場	東区法円坂町 師範学校門前
6	愛育 七郎	(1879年11月)	(1880年 8 /23)			
7	本田 栄之助	1880年 5 /13	1880年 9 /15	1880年 9 /18	西区本田町 戸長役場	西区本田町11番地軒下
8	愛育 七枝	1880年10/30	1880年10/30	1880年10/31	東区竜造寺町 戸長役場	東区法円坂町師範学校門前
9	愛育 八重	1878年 7 /15	1880年11/17	1880年11/17	北区天神橋 1 丁目 戸長役場	北区天神橋 1 丁目123番地 寺脇吉兵衛軒下
10	堀 捨蔵	(1880年 9 月)	(1880年12/ 7)			
11	三橋 今尾	1881年 1 月	1881年 3 /16	1881年 3 /17	東区今橋 3 丁目 戸長役場	東区今橋 3 丁目26番地 木村豊造軒下
12	木村 捨吉	1880年11/ 2	1881年 6 /11 (6 /19)	1882年 9 /11 (9 / 1)	西区京町堀上通 4 丁目 戸長役場	西区京町堀上通 4 丁目
13	広田 捨松	1881年 9 / 1	1881年11/ 1	1881年11/ 7	東成郡野江村 戸長役場	東成郡野江村278番地
14	愛育 ミツ(ミネ)	1881年 3 /15	1882年 1 / 8	1882年 1 /11	北区岩井町 2 丁目 戸長役場	北区岩井町 2 丁目36番地 東本願寺休所内茶所場
15	愛育 キタ	(1881年12月)	(1882年 2 /15)			
16	愛育 六三郎	1881年 8 / 7	1882年 5 /17	1882年 8 /14	東区横堀 6 丁目 戸長役場	東区横堀 6 丁目24番地 中山卯兵衛軒下
17	丹波 ステ	1881年11/ 5	1882年 6 /23	1882年 6 /24	東区高麗橋 5 丁目 戸長役場	東区高麗橋 5 丁目47番地 野田吉兵衛軒下
18	愛育 菊松	1881年 5 / 1	1882年11/14 (10/12)	1882年11/15	北区今井町 戸長役場	北区今井町四番地 川崎小学校北門前
19	愛育 スギ	1883年 2 / 3	1883年12/13 (2 /16)	1883年12/16	北区第三聯合 戸長役場	北区大工町36番地 椚村清四郎方薬湯場着類置場
20	伊達 四郎	1882年12/ 7	1883年 2 /13 (3 /21)	1883年 3 /30	西区第六聯合 戸長役場	西区立売堀西通 9 番地 小野市松居宅軒下
21	小路 今四郎	1883年 6 /21	1883年 8 /18	1883年 8 /19	東区九聯合 戸長役場	東区今橋 4 丁目
22	今橋 ゆく	1883年 9 月	1883年 9 /18	1883年 9 /20	東区九聯合 戸長役場	東区今橋 5 丁目 御堂筋東入ル路傍
23	今中 音三郎	1880年 5 月	1883年11/ 2 (11/19)	1883年11/ 9 (12/ 4)	東区九聯合 戸長役場	東区今橋 3 丁目 中橋筋付近

出典：井上石夫編『道無古今：社会福祉法人愛育社創立百周年記念誌』（愛育社、1986年）24～29頁。年月日の括弧内の日付は、「棄児迷児二関スル書綴 自明治十六年九月至明治十七年十二月」（大阪市史編纂資料276号、大阪市立大学学術情報総合センター蔵）収録の「棄児人名簿 明治十七年一月一日調 東区役所」等による。

が問題とされたからである。

愛育社の創設者である大野唯四郎は、1883年12月から棄児養育事業を親類などに委託し、自らは協力者を求め諸国遍歴の旅に出て、同年末にその途上で死去した。大野の死後、愛育社の運営は江口南右衛門なる人物に引き継がれた。江口は元岸和田藩士で元警察官であったという¹³。江口への事業継承後、愛育社は移転をくり返し、1888年時点では南区内安堂寺町1丁目の旧警察署官舎にあった。

同年8月1日付けの南警察署長から大阪府警部長宛報告書によれば、同年1月以来8月までの入社棄児13名のうち、5名が死去した。署長はその原因を同社が棄児の衣食を「屏去」し、旧警察署留置場であった漬物部屋に「押入」れるなど、「苛酷ノ取扱ヒヲ為スカ故ナラン」と推測している。ま

た、生き残った棄児8名中6名は同社で養育され、残り2名は「他ニ預ケ」られたという¹⁴。1883年時点で確認された乳母に預けるという養育形態がこの段階では一般的でなくなっていたことがわかる¹⁵。可能な限り、支出を節約しようという意図があったのではないだろうか。

報告書の批判は江口南右衛門個人にまで及んでいる。江口が「月々慈善家ヲ瞞着シテ得ル処ノ金高」は31円に及んだという。愛育社の「株主」は350名おり、うち出金を謝絶する40名を除く「株主」が1株10銭出金し、31円になるという計算である。そして、この金高が「皆棄児養育上ノコトニ費消スルカト問フニ、畢竟社主南右衛門カ所得トシテ、或ヒハ銀行等ニ預ケアリト云フ」と結論づけていた。

この報告を受け、南区役所は8月15日に棄児全員を愛育社から引き上げ、大阪府は同月20日に以後棄児養育方を愛育社へ委託しないように各郡区長に指示した。愛育社は、大野唯四郎の死後、「名ヲ愛育ニ仮リ、其实自己カ利益ヲ目的トスル」（南警察署長報告書）江口南右衛門に運営が引き継がれたことによって、棄児を養育する孤児院としての性格を大きく変容させた。その結果、大阪府から棄児委託先としては不適切と判断され、事業休止へと追い込まれたのである。

2. 堺愛育社と都市下層社会

2-1. 堺愛育社の創設

堺愛育社は、1886年11月に井上三登治によって堺で創設された。最初の名称は「大阪愛育社堺支所」であった。井上は前節で述べた愛育社の社員であったといわれ、愛育社の支所を堺に開設し、棄児養育事業を開始したのである。井上も江口南右衛門と同様に元岸和田藩士で元警察官であった¹⁶。1902年3月に堺愛育社を視察した内務省嘱託留岡幸助は、井上について「昔気質ノ人物ニテ熱心ノ風アレトモ応答更ニ要領ヲ得ス、会計上ノ説明ニ至テモ明瞭ヲ欠ケリ」と評価していた¹⁷。また、後述する1911年の原胤昭による視察報告には、井上の「前身ハ所謂募集屋ニシテ、本事業ノ創企者ナリシ某ニ就テ処務募集ニ従事シ、経営ノ間某ハ横死」とあり¹⁸、愛育社の創設者大野唯四郎の下で「募集屋」をしていたようである。寄付金募集の仕事に従事していたのであろうか。

堺愛育社は、1891年に大阪市南区鰻谷中之町にも事業所を設け、大阪市に進出した。1896年2月には、事業を休止していた愛育社を合併し、社名を「大阪府私立愛育社」とした。堺愛育社は合併後に愛育社の児童名簿などを引き継いでいる¹⁹。

2-2. 堺愛育社と大阪市

堺愛育社は、1894年以降、大阪市内の南、西、東の各区長から市費による棄児養育を委託された。1898年4月末時点の大阪市内の棄児151名のうち、堺愛育社が市の委託をうけて養育した棄児は84名にもものぼった。翌年2月1日時点の大阪市内の棄児122名のうち、同社が市の委託をうけて養育した棄児は92名であった²⁰。大阪市内の棄児の半数以上が、堺愛育社によって養育されていたことになる。

2-3. 堺愛育社における棄児の処遇

1911年3月12日に堺愛育社を視察した原胤昭（中央慈善協会役員）は、収容児童の死亡率の高さ、

児童の異常な作業量、長時間の就労などの問題点を指摘し、同社における棄児の処遇を「児童ノ虐待」と断定し、厳しく批判した²¹。悪評は同業者にも届いていたらしく、1908年4月には同社が加盟する大阪慈善同盟会の臨時例会において、「堺愛育社近来風聞宜シカラサルニ付キ」同社を調査した同会の幹事が「好良ナラサルコト」と報告している。これにより同社は、同盟会からの脱会を勧告され、加盟団体に分配される寄付金を1909年9月まで受け取ることができなかった²²。

2-4. 堺愛育社と都市下層社会

堺愛育社の棄児のなかには、「預り人」に預けられ、養育された者もいた。1911年3月に後述する弘済会設立準備のために実施された堺警察署による内偵調査によれば、同社に収容された児童98名のほかに、「預り人」に1ヶ月1円から4円50銭で預けられた児童が63名いた。このうち大阪市内の「預り人」に預けられた児童は49名であった。この調査によって児童の姓名や生年月日（推定）、「預り人」の氏名・住所などが判明する²³。また「預り人」のなかには創立100周年記念誌により職業が判明するものがある²⁴。それらをまとめたものが表3である（棄児の順番は警察内偵調査の記載順による）。この表から、「預り人」は貧困地区として知られる日本橋筋周辺に居住する者が多く、その職業も人力車夫や仲仕など下層社会特有のものが多かったことがわかる。

これらの「預り人」は、愛育社から支払われる棄児の「養育費」という収入を目当てに、また棄児が成長すれば、家計補助労働に従事することを期待して、棄児を預かったものと推測される。表3からは少数ながら、2人の棄児を養育している「預り人」がいることがわかる。人力車夫である阪井喜次郎（1・13番）や北谷寅造（45・50番）などである。これらの事例から「棄児養育」を名目にして積極的に収入を得ようとする下層民衆の動向がうかがえる。また同じ住所に住むものがいた。例えば、南区今宮宮津町368に居住する北谷、山口春江（6・41番）、安井源二郎（46・63番）、繁田久次郎（45番）である。同じ裏長屋に居住するものたちであろう。裏長屋で生活する民衆のなかで、棄児養育費を目当てに収入を得るといった方法が共有されていたことをうかがわせる。堺愛育社は、1909年に阪井らが住む下寺町3丁目に本社事務所を移転させた。この移転はこのような下層民衆の動向に対応したものと考えられる。

さて、堺警察署による調査では、「預り人」に養育されている棄児については「虐待云々ノ世評アルモ本部内ニ属セサルヲ以テ其詳細ハ知り難イ」としていた。本稿でも十分に検討できないが、63名のなかの高津静子（28番）については、関係する新聞記事があるので紹介しておきたい。

高津静子は、東関谷町に住む羅宇屋を営む橋本チカに預けられた。羅宇屋とはキセルの竹管をすげかえる職業のことをいう。東関谷町の近くの広田町では、1911年になると徳風小学校という夜学校が開校された。貧困世帯の不就学児童に対して無料で授業をするために警察が創設したものである。小学校に通えなかったと思われる高津静子は同校が開校すると入学し、卒業した。新聞記事は徳風小をはじめとする大阪市内の「特殊学校」についての連載記事で、徳風小を取り上げた回に高津静子の名前が登場する。この記事によると、「高津神社の前に捨てられてあった」高津静子は、預けられた「最初の間は貰はれた父母に寵愛されてゐたが、幾程なく母親に実子が出来たので虐待され、七つ八つの

表3 堺愛育社里預け棄児一覧 1911年

No.	棄児	推定生年月日	1月預賃(円)	住所	預り人	預り人職業
1	上島秋三(之)	1906年9/1	4	南区下寺町3丁目1565	阪井喜次郎	人力車夫
2	梅田秋子	1908年4/10	4	南区日本橋筋東1丁目4665	川村市松	人力車夫
3	渡辺キク	1908年3/31	3.5	南区日本橋筋東2丁目46015	西野ヌイ	
4	堀江しも	1908年2/1	3.5	南区下寺町3丁目1579	田宮イマ	燐寸職
5	伊澤ハル	1910年1/20	4	東区粉川町5	北村広吉	
6	大宅コマ	1906年8/7	4	南区今宮宮津町368	山口春江	
7	高浦幸吉	1906年9/28	3	今宮村692	松本ヤス	
8	田中マミヨ	1909年4/1	4	南区日本橋筋東2丁目659	和田善吉	
9	敷津カツ	1909年1/1	4	南区日本橋筋東2丁目4613	松田末吉	
10	山本ハルエ	1910年2/1	4	南区日本橋筋東2丁目4596	原本伊太郎	
11	渡辺イチ	1909年6/30	4	南区日本橋筋東2丁目1600	阪出ナミ	
12	北区迷児男	6才相当	3.5	南区日本橋筋東2丁目462485	中野喜一郎	人力車夫
13	寺内六治郎	1909年1/1	4.5	南区下寺町3丁目1565	阪井喜次郎	人力車夫
14	西田ウメ	1907年1/9	4	南区東関谷町 広島市松方	秋谷徳太郎	
15	高宮末三(一)	1906年11/1	3.5	南区東関谷町767	山中松太郎	ぜんざいや
16	勝又保次郎	1907年2/2	3.5	南区東関谷町765	源野房吉	
17	梅津盛之助	1908年3/1	3.5	南区天王寺大道2丁目40045	藤井アイ	袋物商
18	清水タニ	1906年9/31	3	南区日本橋筋5丁目545	服部源之助	人力車夫
19	谷本亀吉	1904年8/31	3	南区天王寺逢坂下之町4542	末長卯之助	人力張場
20	前田島吉	1905年3/30	2	南区下寺町3丁目4729	渡辺末太郎	
21	江藤拾(梧)楼	1905年3/31	2	南区日本橋筋東2丁目2762	伊藤スエ	雑業
22	難波元五郎	1905年1/20	1	西区九条2番道路295	椿本熊吉	人力車夫
23	鵜津保一	1906年7/1	1	南区天王寺大道2丁目4707	阪田角太郎	人力車夫
24	樋口元市	1904年12/28	1	南区伶人町486	岩崎辰蔵	手伝業
25	中江梅子	1906年7/1	1	南区東関谷町西6方辻東へ56軒目	秋谷徳太郎	
26	東田梅太郎	1905年9/1	1	南区日本橋筋東1丁目606	内山へん	紙屑屋
27	野田亀一	1902年11/30	1	南区下寺町3丁目1565	岡谷サヨ	
28	高津静子	1899年2/1	1	南区東関谷町1472	橋本チカ	らおや
29	横田フユ	1903年6/30	1	南区下寺町4丁目4576	山下力松	人力車夫
30	森口アキ	1903年5/30	1	南区東関谷町767	片山金之助	土方業
31	東郷勝子	1904年2/1	1	南区天王寺村185	岡田兼吉	いかげや
32	八幡ミヤ	1902年4/30	1	南区日本橋1丁目4657	笠井栄吉	人力車夫
33	西田イマ	1902年9/30	1	南区日本橋筋4丁目4	松下重太郎	箱屋
34	南サカ(ク)	1903年6/30	1	東成郡鶴橋村字小橋173	楠脇市松	人力車夫
35	中川有喜雄	1904年3/25	1	西成郡豊崎村北長柄	宇野芝吉	飲食店
36	奥田ヤス	1903年3/31	1	東区東平野町5丁目162	山室彦二郎	砲兵工廠職工
37	小東正一	1904年1/1	1	南区下寺町3丁目4648	松本松太郎	カンカン商
38	南炭三	1903年3/1	1	東成郡天王寺村1078	倉木福三郎	飲食店
39	堀江イチ	1900年11/30	1	南区下寺町4丁目2995	田中松之助	人力車夫
40	曾根キクエ(エ)	1901年9/30	1.5	東成郡平野町字流丁	川中トヨ	古手商
41	吉山サキ	1903年1/1	3	南区今宮宮津町368	山口春江	
42	金子しゅん(ジュン)	1908年8/1	3.5	南区木津勤助町4丁目26	横田為吉	大倉組仲仕
43	寺西二郎	1909年6/25	4	西成郡今宮村4条辻410	山下音松	
44	清水市松	3才相当	4	今宮村600	前山定吉	
45	大浜テツ	1909年6/1	4	南区今宮宮津町368	北谷寅造	人力車夫
46	前田実	1908年2/1	3.5	南区今宮宮津町368	安井源二郎	
47	伊沢ゑつ	1905年12/11	3	南区今宮宮津町368	繁田久次郎	
48	富田松枝	5才相当	3	木津敷津村969	川田甚左衛門	
49	金谷光男	1904年3/31	1	南区南高岸町866	新井林蔵	人力車夫
50	本田トク	1903年10/15	1	南区今宮宮津町外949	北谷寅造	人力車夫
51	朝田広太郎	1904年11/1	1	南区今宮々津町外830	土井健治	釧製造
52	南玉蔵	1903年11/1	1	西成郡今宮村元木津7 久島方353・354・355合併地	野村新吉	牛肉商
53	石坪兼松	1903年7/31	1	西成郡今宮村714、15番合併地	西本庄太郎	大倉組仲仕
54	本岡ツル	1901年9/30	1	西成郡今宮村元木津368	溝畑菊松	人力車夫
55	阪本タマ	1902年12/31	1	南区鴨町3丁目155	北垣庄左衛門	菓子商
56	三好辰治郎	1904年8/27	1	西成郡今宮村	山原丹蔵	仲仕業
57	中島フク	1901年12/31	1	東区空堀町2丁目46	栗山丑松	人力張場
58	南末子	1903年7/31	1	東区上本町1丁目15	山下久右衛門	人力車夫
59	服部千代(チヨ)	1905年6/11	1.5	北区上福島仲1丁目1598 佐藤竹次郎方	宮本房吉	
60	日吉浜蔵	1901年4/1	2.17	徳島県板野郡撫養町妙見町下	大谷福松	かざりや
61	堀江みつ	1905年9/30	3	岡山県吉備郡竹前田村	高森清吉	人力車夫
62	布袋ユウ	1908年2/1	3.5	南区天王寺大道1丁目3916	今井定吉	人力車夫
63	新樹シゲ	1898年4/1	1.5	南区今宮宮津町368	安井源二郎	

年からあちらこちらに雇はれて家計を助け」たという。高津のように「預り人」に預けられた愛育社の棄児たちは、学齢になるころに預け先の家計を補助するために働きに出されたのではないだろうか。

この記事でもう一つ注目したいのは、記事が彼女の不幸な境遇を記述しただけでは終わらなかったという点である。記事には以下の内容が続く。高津は、養父が病気に罹って足腰が立たなくなっても、「必死になって働き、十か十一の小女の痩せ腕で然も苛酷な養父母に孝養のあらん限りを尽くして父親を見送り、今なほ煙草専売局に通勤してゐるが、この方の成績も至って良好であるといふ」。記事のこの部分からは、養父母へ孝養をつくし、しかも仕事の成績も優秀であった高津静子を賞賛しようとする記者の意識が読み取れる。このような意識をもつ記者とそれを受け入れる新聞読者層の存在を想定することができると思えば、①家業（稼業）精励、②看病、③丁寧な用いなどを条件とする近世以来の孝子褒賞の世界²⁵がこの段階でも存続していたと言えるのではないだろうか。

3. 財団法人弘済会の創設とその意義

3-1. 北の大火と大阪市の構想

弘済会は1909年7月31日に発生した北の大火後に集められた義捐金を基金にして創設されたので、まず義捐金処理をめぐる大阪市の動向を確認しておきたい。

大阪市役所が北の大火時の救援活動についてまとめた『大火救護誌』²⁶によれば、大火後に大阪府・市に寄せられた義捐金は37万円余りにのぼった（同年11月現在）。この配分方法を決めるために同年8月23日に開催された義捐金処分委員会では、義捐金を罹災者に分配した後に「尚余裕アラバ罹災民ノ為メニ公共的事業ヲ経営スルコト」が決まった。この決定をうけて10月13日に開催された慈善的公共事業調査会の第一次委員会において、市長山下重威が「現在残余ノ寄附金額ニ対シ之レト同額ノ市費ヲ投ジテ、慈善的公共事業ヲ企画スル臻リタル所以」を述べた。11月8日の第二次委員会では、義捐金残高で運営する「慈善事業」を、多数決によって「養育院」と「施療院」の二種とすることに決まった。「養育院」の収容者として想定されていたのは「極貧者、行旅病人、棄児、精神病者」で、事業として想定されていたのは「治療、養育、教育、授産」であった。ここで注意したいのは、弘済会事業の一つとなる保育事業がこの段階では想定されていないことである。つまり、ここで想定されていたのは、もっぱら事業対象者を施設に収容する事業であり、事業対象者を居所に返すことを前提とする事業は含まれていないということである。

翌1910年1月15日の第三次委員会では、この養育院の予算を審議する予定であったが、委員長である市の後藤助役の発議により「議了ニ先チ予メ市参事会ノ意嚮ヲ確ムルコト」となり、散会した。『大火救護誌』の記述はここで終わっている。後藤助役は、義捐金をめぐる市吏員の汚職の責任をとって前年末に山下市長と藤村助役が辞任した関係で急遽委員長に就任していた。後任市長の人選は難航し、植村俊平が市長になるのは8月8日のことであった。この市政の空白期間において慈善事業についての議論も進捗しなかったものと推測される。

3-2. 稲田穰と弘済会設立準備

大阪市が弘済会設立準備を再開するのは、1911年2月11日の済生勅語発布後のことである。ちなみに弘済会という名称は済生勅語中の「済生の道を弘めんと欲す」という文に由来する。

大阪市は1911年3月18日に市の分課組織を改正し、はじめて庶務課中に救恤係を設け、稲田穰にその主任事務取扱（市慈恵事務主幹）を嘱託した。年額報酬は千円であった²⁷。これ以降、稲田を中心に弘済会の設立準備が進んでいく。稲田は、大阪府の初代高等警察課長などの経歴をもつ元警察官で、弘済会が設立されると会長に就任した人物である²⁸。

稲田は市慈恵主幹に就任すると、その約二ヶ月後の1911年5月29日に内務省嘱託小河滋次郎、難波署長天野時三郎、難波署刑事山下豊吉らとともに愛染橋夜学校・保育所を視察した²⁹。愛染橋夜学校・保育所は石井十次が設立した岡山孤児院の大阪事業として1909年に創設された。貧民窟として著名な下寺町四丁目にあり、長屋を再利用した同じ建物にあった。この時の視察時間は「夕方六時」であった。この時間には昼間保育事業は終了しており、夜学校は夜七時から始まるから、一行の主な視察対象は保育所ではなく夜学校であったと考えられる。特に警察の視察は、同年に警察が設立することになる二つの夜学校（有隣小学校と徳風小学校）の運営上の参考にすることを目的としたものと考えられる。いずれにせよ、この視察は弘済会の準備が警察社会事業の準備と軌を一にするものであったことを示唆しており、まずはその点を確認しておきたい。

稲田の視察目的をより明確にするために、もう少し1911年の稲田の動向を確認しておこう。稲田は慈恵事務主幹就任から約10日後の3月29日に愛染橋保育所を視察していた。この時の視察時間は不明だが、警察官の同行は確認されていない。また当該年度の愛染橋夜学校は3月25日に授業を終了しているので、この稲田の視察対象は愛染橋保育所であることは明らかである。また、稲田は4月18日の参観者としても名前があるが、視察対象ははっきりせず（特に記載がないため、保育所・夜学校両方を視察した可能性が高い）、また視察時間も不明である³⁰。

警察の動向も確認しておこう。先の5月29日の視察以外に難波署巡查部長山下豊吉が5月16日に「保育所・夜学校取調ノ為メ午後四時来所」している³¹。稲田のように保育所のみ視察ではなかった。また山下の肩書が「高等刑事専務」とあり、政治警察担当であることにも注目しておきたい。山下は難波署長天野時三郎とともに有隣小学校設立の「主唱者」であった³²。そのような人物が高等警察担当であるということは、この視察や有隣小、ひいては警察事業の目的が政府転覆のおそれのある騒乱予防対策であったことを物語っている。

以上、断片的な素材ながら1911年の稲田と警察の動向を確認してきた。あえてその違いを指摘すれば、稲田の関心の比重は保育所にあり、警察の関心の比重は夜学校にあったと言えるのではないだろうか。

創設後の弘済会は保育所の経営にはあたったが、夜学校は運営しなかった。それに対し警察は有隣・徳風両小学校に代表されるように夜学校の運営には積極的であったが、その事業全体のなかでは保育所の運営は一時的あるいは例外的なものであったと言える。1911年7月5日開校の徳風小の校舎には当初保育室があった³³が、この保育室は同校に弘済会今宮保育所（1913年12月6日開所）が仮設され

る³⁴と、廃止されたと推測される。つまり警察による保育事業は、曾根崎署が舟場部落に対する改善事業の一環として実施した大阪保育院事業（1912年11月開始）を除けば、弘済会保育事業が開始されるまで、それを補完する一時的なものであったと考えられるのである。

以上のような創設後の事業内容の違いをふまえれば、準備段階での両者の関心の違いは、すでに準備段階で弘済会が保育所、警察が夜学校という役割分担がなされたこと、さらに言えば両者が準備段階で事業目的と「設計図」を共有していたことを示しているのではないだろうか。

3-3. 弘済会と保育事業

実は稲田は、慈恵事務主幹に就任すると愛染橋保育所・夜学校だけでなく、大阪にある民間の救済施設を調査していた。そして最初に愛染橋保育所を視察した約1ヶ月後の4月27日にそうした調査をいったん終了して、その結果を庶務課内、さらには助役・市長にまで回覧した。その結果をまとめたものが表4である（施設の掲載順は稲田作成の回覧文書の順番による）。

前節で検討した堺愛育社も調査対象になっているので、まずそのことに触れておきたい。すでに述べたように、1911年3月に実施された堺警察署による堺愛育社に対する内偵調査も弘済会設立準備のためになされたもので、この表にも内偵調査の結果は反映されている。すなわち、警察の内偵調査では堺愛育社に収容された棄児は98名であったが、この表の「愛育社」（5番）の収容人数と一致し、そのうち73名が大阪市の委託を受けて収容していたことがわかる。同じく警察の調査では「預り人」に預けられた児童が63名いたが、この表では「愛育社大阪事務所」（6番）の「収容人員」64名に相当すると考えられ、「預り人」に預けられる児童は下寺町にあった大阪事務所の扱いであったことがわかる。また、その全員が大阪市の委託を受けたものであることも判明する。おそらく、堺愛育社大阪事務所の事業は、大阪市から委託を受けた児童について、まず事務所近隣の住民の中から適当な「預り人」を探し、「預り人」が見つからない児童については堺の本社に送るといったものではないだろうか。

次に各施設の事業内容に注目してみると、保育施設が愛染橋保育所のみであることがわかる。この当時、保育事業は全国的に見ても始まったばかりであった。その先駆けは日露戦中（1904年）に出征軍人遺家族援助事業として創設された神戸市婦人奉公会による保育所であると言われている。奉公会は日露戦後に解散するが、保育事業は生江孝之（1909年に内務省嘱託就任）による指導のもとに神戸戦役記念保育会として継続され、全国の保育事業のモデルとなった。愛染橋保育所も創設前に保母など関係者が同会を視察していた³⁵。

要するに保育事業は救済事業のなかでも歴史が浅かったのである。したがって保育事業の分野に限っては、施設救護の観点から弘済会を大阪府救助場以来の公的収容施設の「復活」と意義づけても意味がないということになる。あらためてその点を表4から確認しておこう。この表では弘済会が収容者を引き取った施設については施設名に下線を引いてある。その事業分野に注目すると、授産、感化、育児（孤児養育）、養老、救療の5分野であることがわかる。また、その収容者には市から委託を受けたものが多数含まれていたことがわかる。この分野については弘済会設立を公的収容施設の復活と

位置づけることができよう。それに対して保育事業については、愛染橋保育所からの「収容者」の引き取りはなく、またそのなかに市から委託を受けた者もない。弘済会にとって保育事業というのは、他の事業と違って公的収容施設の「復活」を意味するものでもなく、また市がそれまで民間に肩代わりさせていた事業を引き取ることを意味するものでもなかったのである。

表4 稲田穰が調査した慈恵救済事業一覧 1911年

No.	名称	目的	創立年	収容人員	職員	種別	所在地	事務整否	備考
1	小林授産場	授産・感化	1881年	120	2	私立	北区牛丸町	特要改善	収容者ノ分類スラ行フコトヲ為サス
2	汎愛扶植会	育児	1896年5月	30	7	財団	東成郡生野村	要改善	近時朝鮮ニ移住セシメシ者多シ
3	大阪孤児院	育児	1891年7月	23	2	私立	南区天王寺伶人町	特要改善	三十年五月以来副業トシテ依託品ヲ販売ス、徒弟組織ノ嫌アリ
4	大阪約翰学園	育児	1889年11月	18	3	社団	南区天王寺細工谷町	可	特ニ看板ヲモ掲ケス、家族的ノ実現ハル
5	愛育社	育児	1890年11月	98	4	財団	堺市車之町東3丁目	要改善	七十三人市ノ依託ニ係ル、状袋製造及印刷業ヲ為ス
6	愛育社大阪事務所	育児	1891年1月	64	3		南区下寺町3丁目	稍可	全部市ノ依託ニ係ル
7	大阪養老院	養老・育児	1902年12月	大人61 小供22	3	財団	東成郡天王寺村	要改善	大人五十人、小供二人、市ノ依託ニ係ル
8	博愛社	育児	1890年1月	127	12	社団	西成郡神津村	可	三人市ノ依託ニ係ル
9	愛染橋保育所	保育	1909年7月	17	2		南区下寺町4丁目	可	岡山孤児院附属
10	大阪慈恵病院	施療	1889年2月	入院152 通院245	18	財団	東区粉川町	稍可	百卅九人市ノ依託ニ係ル
11	大阪精神病院	治狂	1886年2月	50	7	私立	南区逢坂上ノ町	要改善	六人市ノ依託ニ係ル
12	大阪癲狂院	治狂	1892年5月	114	7	私立	北区本庄葉村町	要改善	六十一人市ノ依託ニ係ル
13	安徳会	感化	1909年1月	23	4	私立	西成郡鷺洲村	稍可	メリヤス製造ノ依託ヲ受ク、総テ免囚ニ係ル
14	博愛職工学校	感化	1906年2月	21	4	私立	東成郡中本村	稍可	石工及裁縫ヲ為ス、総テ免囚ニ係ル
15	職業奨励会	授産	1911年2月		1	社団	南区天王寺六万休町	創設中	
16	婦人ホーム	職業紹介	1907年5月	123	3	財団	北区中之島6丁目	稍可	婦人矯風会ニ属シ、専ラ婦女ニ限り取扱フ、収容人員ハ現ニ就業中ノ総員トス
17	青年会職業紹介部	職業紹介	1909年8月	48	1		西区土佐堀2丁目	稍可	収容人員ハ本年三月迄ノ分トス、紹介ハ男子ニ限ル、重ニ中等ノ教育アリ
18	愛国婦人会支部	授産	1905年1月	70	8		西区江戸堀北通5丁目	可	陸軍々人遺家族ニ限ル、五十五人寄宿、裁縫及刺繍ヲ為ス
19	修徳館	感化	1907年4月	152	23	府立	西成郡中津村	可	近時女子ニ及ホシ、現ニ二名収容ス
20	興風会	感化	1900年1月	603	4	私立	南区天王寺松ヶ鼻町	可	収容欄ハ最初ヨリノ表彰人員ヲ掲ク
21	累徳夜学校	貧児教育	1906年	156	5	私立	南区天王寺勝山通1丁目	可	累徳婦人会ノ附属
22	心華小学校	貧児教育	1910年6月	126	4	私立	北区北野茶屋町	可	心華婦人会附属ニシテ夜間教育、生徒ノ待遇厚キ過クルノ嫌免カレス
23	愛隣夜学校	貧児教育	1893年	42	4		北区上福島北3丁目	稍可	博愛社ノ附属
24	朝陽学校	貧児教育	1898年2月	昼229 夜61	3	私立	東区東平野町8丁目	稍可	設立者死亡維持協議中
25	鳴尾篤志学舎	貧児教育	1907年12月	60	3	私立	北区曾根崎中1丁目	可	設立者鳴尾サト一個ノ篤志ニ係ル
26	勝山夜学校	貧児教育	1909年11月	59	6	私立	南区天王寺勝山通3丁目	稍可	売薬行商日本恤救院ナルモノノ附属トス
27	愛染橋夜学校	貧児教育	1909年7月	80	4		南区下寺町4丁目	可	岡山孤児院ノ附属

出典：「組織調査並弘済会設立関係書類」大阪市公文書館蔵

備考：名称に下線がある施設は、収容者が弘済会に引き取られた施設。

おわりに

弘済会が誕生すると、大阪市の委託を受けて民間の救済施設が収容していた救護者が弘済会に引き取られた。堺愛育社からも児童109名が1913年5月に弘済会に引き取られている³⁶。この109名の大半は、堺愛育社に収容されていた児童であり、「預り人」に預けられた児童はほとんど含まれていないと考えられる。弘済会の創設は、堺愛育社に収容されていた児童にとっては、劣悪な生活環境や「虐待」からの解放を意味していたが、「預り人」に預けられた児童にとっては、弘済会創設後もそのまま養父母宅で生活していた高津静子の事例から判断すれば、その生活環境に大きな変化を与えるものではなかったと考えられる。高津静子個人に即して考えれば、同時期の徳風小学校開校のほうが大きな意味を持っていたのではないだろうか（堺愛育社収容児童は施設内にある博愛小学校に通うことができた）。同じ堺愛育社の棄児であっても、施設救護の対象か居宅救護の対象かによって、弘済会創設の意味は大きく異なっていたのである。

従来、弘済会はもっぱら大阪市の外郭団体と評価されてきたが、本稿では1911年の済生勅語発布後に警察が弘済会の設立準備に関与してから弘済会に警察事業という性格が付与されたことを明らかにした。1912年に設立された弘済会は保育事業を中心に警察と連携しながら細民部落改善事業に関わるようになっていく。

[付記] 本稿は、JSPS科研費19K00961の助成を受けたものである。

註

- 1 平田隆夫「明治期大阪慈恵事業史資料（1）」（『大阪市史紀要』16、1968年）53～54頁。
- 2 井上石夫編『道無古今：社会福祉法人愛育社創立百周年記念誌』（愛育社、1986年）。
- 3 川端直正編『弘済院60年の歩み』（大阪市立弘済院、1973年）53頁。
- 4 廣川和花「コメント—医療の〈近代化〉と施療・救済の観点から—」（『歴史科学』241、2020年）。
- 5 大野唯四郎については、由良進次『大野唯四郎』（市島町史研究会、1974年）がある。
- 6 前掲平田論文、53頁。大阪市東区法円坂町外百五十七箇町区会編『東区史』第2巻（大阪市東区役所、1940年）779頁。
- 7 前掲『大野唯四郎』、66頁。
- 8 拙稿「町の近代化」（塚田孝編『シリーズ三都 大坂巻』東京大学出版会、2019年）。
- 9 塚田孝『大坂 民衆の近世史：老いと病・生業・下層社会』（ちくま新書、2017年）255～256頁。
- 10 沢山美果子「乳からみた近世日本の捨て子の養育」（橋本伸也・沢山編『保護と遺棄の子ども史』昭和堂、2014年）84頁。
- 11 『朝日新聞』1880年6月18日。
- 12 前掲『道無古今』、24～29頁。この情報は、後述するように1896年の愛育社と堺愛育社の合併後に堺愛育社が愛育社から引き継いだ児童名簿にもとづいている。
- 13 前掲『大野唯四郎』、20頁。
- 14 『棄児ニ関スル書綴 明治從二十年十一月至廿二年十二月 庶務之部 棄児』（大阪市史編纂資料277、大阪市立大学学術情報総合センター蔵）。

- 15 『朝日新聞』1884年10月23日によれば、すでに1884年段階で「先に社務改良ありたるより、向來一旦他に託したる児輩も皆該社に集めて養育する事となり」、乳母に預けるといふ養育形態が一般的ではなくなっていた。
- 16 前掲『大野唯四郎』、20頁。
- 17 留岡幸助『復命書』(1902年、日本社会事業大学附属図書館蔵。社会福祉調査研究会編『社会事業施設(戦前日本社会事業調査資料集成 第9巻)』勁草書房、1994年に翻刻。以下同書の頁数を示す)79頁。
- 18 原胤昭『全国慈善事業視察報告書』1(1911年、大阪府立中央図書館蔵。前掲『社会事業施設』に翻刻。以下同書の頁数を示す)120頁。
- 19 前掲『道無古今』、30頁。
- 20 前掲平田論文、92～93頁。
- 21 前掲原胤昭『全国慈善事業視察報告書』1、120頁。
- 22 『大阪慈善同盟会記録』(社会福祉法人聖徳会蔵)。
- 23 『組織調査並弘済会設立関係書類』(大阪市公文書館蔵)。
- 24 前掲『道無古今』、48～50頁。この「預り人」の職業についての情報は堺愛育社が所蔵する「里親預け先の名簿」に基づく。
- 25 前掲塚田『大坂 民衆の近世史』、111～118頁。
- 26 大阪市役所編『大阪市大火救護誌』(大阪市、1910年)217～280頁。
- 27 前掲『弘済院六十年の歩み』、31頁。
- 28 稲田穰は、1875年16才の時に堺県二等選卒となり、1881年に堺県が大阪府に合併されたさい、大阪府警察本署に転じた。1888年には初代高等警察課長に就任した。その後、内務省警保局保安課長に転任し(1892年)、警察官退職後の1901年に清国北京警務学堂総教習教頭として招聘され、1906年に帰国した。
- 29 『日誌 愛染橋保育所』(社会福祉法人石井記念愛染園所蔵。小野修三「石井十次の隣保事業：明治42年6月からの愛染橋保育所日誌」『慶応義塾大学日吉紀要 社会科学』2009年に翻刻。以下、同論文の頁数を示す)75頁。
- 30 同前、68、70頁。
- 31 同前、73頁。
- 32 大阪府編『大阪慈恵事業乃栞』(大阪府、1914年)125頁。
- 33 徳風尋常小学校編『私立徳風尋常小学校記要』(私立徳風尋常小学校、1915年)13頁。
- 34 救済事業研究会編『大阪慈恵事業の栞』(大阪府、1917年)224頁。
- 35 西尾祐吾「愛染橋保育所の歴史」(100周年記念誌委員会編『石井十次の残したるもの：愛染園セツルメントの100年』石井記念愛染園隣保館、2010年)343～345頁。
- 36 前掲『道無古今』、94頁。

Orphanages during the Meiji period and the establishment of Kosaikai Foundation

IIDA Naoki

Founded in 1912, Osaka's first comprehensive relief facility, the Kosaikai Foundation (currently Osaka City Kosaiin), has traditionally been evaluated as an affiliated organization of Osaka City. However, from the standpoint of understanding the Kosaikai as a type of police social business, this paper examined the background of the establishment of the Kosaikai by focusing on the trends of the Ministry of Interior (Ogawa Shigejiro) and the Osaka Prefectural Police Department in response to it, together with the city of Osaka. As a result, this paper clarified the following. The move toward the establishment of the Kosaikai in Osaka City was interrupted by a corruption case involving donations after the Great Fire of the North (1909) and the long absence of the mayor. On the other hand, after the promulgation of the Imperial Rescript on medicine and relief in 1911, Ogawa and police officials became involved in the establishment of the Kosaikai, which added the character of Buraku measures and the elements of childcare business to the Kosaikai business. At the same time, in the first half of this paper, we examined the actual situation of orphanage raising at orphanages in the Meiji era such as Sakai Aikusha, where the inmates were taken over by the Kosaikai, and mentioned the meaning of establishing the Kosaikai for orphans.

